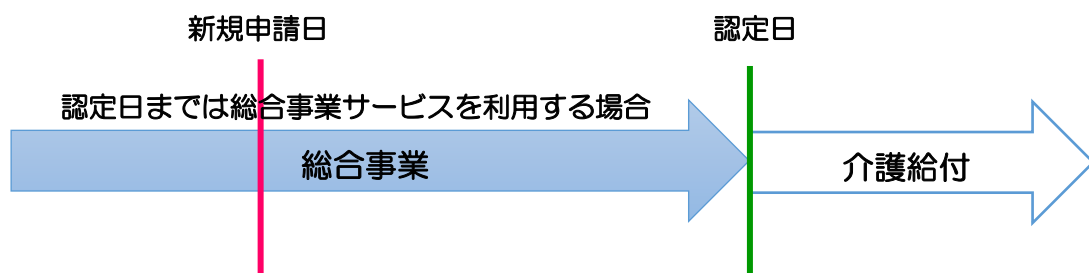


「要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届」の提出について

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用している者が、要介護認定等の申請を行ない、サービスを利用する場合。

●認定結果が【要介護】であった場合



認定結果が出るまでの間、総合事業サービスのみを利用する場合は、総合事業として請求し、介護サービス利用後から、介護給付として請求することとなります。

◆認定有効期間は申請日に遡ることから、本来、総合事業サービスを利用することができない【要介護】認定者の総合事業サービス利用分の全額自己負担を避けるため、事前に『要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書』の提出が必要になります。